



平成 25 年 4 月 23 日

各 位

会 社 名 日本海洋掘削株式会社
代表者名 代表取締役社長 村田 稔
(コード番号：1606 東証第一部)
問合せ先 経営企画室担当室長 谷内正彦
(TEL. 03-5847-5862)

「NAGA 1」の掘削工事期間延長ほかについて

当社の持分法適用関連会社 UMW JDC Drilling Sdn. Bhd. (以下 UJD 社) は、セミサブマーシブル型リグ「NAGA 1」(注1)による PETRONAS Carigali Sdn. Bhd. (以下 PCSB 社、注2)との掘削契約について、下記のとおり5ヶ年の現行工事期間(注3)を更に2ヶ年延長することとし、延長期間の作業料金は増額改訂することで合意したので、お知らせいたします。

(注1) 当社連結子会社「JDC Panama, Inc.」(以下 JDC Panama 社)及びUJD社のマレーシア側出資者である UMW Corporation の子会社「UMW Drilling Co., Ltd.」(以下 UMW Drilling 社)が各々50%の所有権を保有しており、UJD社は、両社から本リグを傭船しております。

(注2) マレーシアの国営石油会社 PETRONAS の100%子会社であります。

(注3) 元々の工事期間は平成22年11月13日から平成27年11月12日までの5ヶ年ですが、今般の合意の中で、昨年実施された大規模改造・アップグレード工事(以下造船所工事)期間(ラブアン港での待機期間を含む。)については除外し、5ヶ年の期間満了時期は平成28年8月中旬に変更されることとなりました。

記

1. 工事期間の延長

- (1) 延長期間開始 : 平成28年8月中旬(予定)
- (2) 期間満了 : 平成30年8月中旬(予定)
- (3) 作業料金建て : 日割作業料率方式(従来通り)
- (4) 増収額 : 約130百万米ドル(見込み)

これにより、当社の連結売上高は、JDC Panama 社が UJD 社から収入する傭船料を売上高に計上することで、増加する見通しですが、同額の傭船料が UJD 社から UMW Drilling 社にも支払われるほか、傭船料の水準は UJD 社の収支見通しによって左右されることから、現段階では増加の度合は不明です。

2. PCSB 社による造船所工事費用の一部補償

上述の造船所工事を実施したことによる積載可能重量の増加や掘削能力の増強は、顧客にとってもメリットが大きいことから、その費用を一部負担してもらうよう UJD 社で交渉してまいりましたところ、今般の合意の中で、PCSB 社が日割作業料金に上乘せする形で、一定額を上述の5ヶ年の期間満了日まで日額に引き直して補償、支払われることとなりました。

UJD 社は、JDC Panama 社及び UMW Drilling 社への傭船料を増額して当該補償金を還元することとなる予定です。

3. 業績に与える影響

本件が当社の当期以降の連結業績に与える影響につきましては、判明次第必要に応じて開示いたします。

【本開示資料ご利用にあたっての留意点】

本発表資料に記載されている当社の現在の計画、見通し、戦略、確信などのうち、歴史的事実でないものは、将来の業績に関する見通しであり、種々のリスク、不確実性および前提・仮定を内包しております。将来の業績に関する見通しは、将来の営業活動や業績、出来事・状況に関する説明における「確信」、「期待」、「計画」、「戦略」、「見込み」、「予測」、「予想」、「可能性」やその類義語を用いたものには限定されません。

これらの情報は、発表時点で入手可能な情報から得られた当社経営者の判断に基づいております。実際の業績は、これらのリスクや不確実性が顕在化しあるいは現実が前提・仮定と異なった場合、これら業績見通しと大きく異なる結果となりうるため、これら業績見通しのみで全面的に依拠することは控えられますようお願いいたします。

また、新たな情報、将来の事象、その他の結果にかかわらず、常に当社が将来の見通しを見直すとは限りません。

実際の業績に影響を与えうるリスクや不確実な要素には、以下のようなものが含まれます。

- (1) 当社の事業領域を取り巻く環境、特に原油・天然ガス価格の動向、国営あるいは民間の石油開発会社による探鉱開発活動の動向ならびに同業者間の競争やリグの需給関係
- (2) 客先による工事発注のキャンセルや工事契約の早期解約
- (3) 事故、災害、不可抗力等による作業の中断や工事契約の早期終了
- (4) 造船所でのリグ設備の保全・増強工事等の工期遅延や工事費用の増加
- (5) 海外での事業展開に伴う現地での政治的・経済的要因、戦争・暴動・テロ等の社会的混乱、その他のカントリーリスクによる不利な影響
- (6) 為替レートや金利の変動
- (7) 公的規制の改訂、変更等および訴訟等の法的手続の結果

以上